



分ければ資源、混ぜればごみ

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

私たちが出すごみは、処理をするのにたくさんのお金がかかります。ごみを出す前にもう一度考えてみませんか。

平成26年度のごみの総量

ごみは菊陽町、菊池市、合志市、大津町で構成する菊池環境保全組合立環境工場で処理をしています。平成26年度実績では、ごみの総量は前年度対比0・94%増の3万6,340ト、そのうち菊陽町は前年度対比0・94%増の1万786トでした。

ごみの種類では、燃やすごみの総量は前年度対比1・3%増の3万2,

572ト、菊陽町は前年度対比1・2%増の9,876トでした。

現在、燃やすごみ処理施設の東部清掃工場は、人口増加によるごみ量の増加や施設の老朽化などで処理能力不足が心配され、新たな処理施設の建設計画が進められています(詳しくは菊池環境保全組合ホームページをご覧ください)。

施設をより長く使うために、燃やすごみを増やさないとや分別の徹底に協力をお願いします。

ごみを減らすためにできること

- 水切りでごみも臭いもすっきり
燃やすごみのうち約4割以上が生ごみです。しっかり水切りをしましょう。
- 生ごみは堆肥に利用しエコ生活
生ごみは良質な堆肥に利用できます。生ごみ処理機の補助があります。
- ごみは分ければ資源に
スーパーなどの店舗で回収している資源物は、店舗回収に協力しましょう。
- 地域の集団回収を活用
資源物の「空かん・空びん」「紙類」「布類」「牛乳パック」は、地域の集団回収に出しましょう。



リサイクル推進事業の実績

平成26年度は、子供会、自治会など73団体が集団回収(リサイクル)に取り組みました。

回収量は710トで、リサイクル推進事業奨励金763万円を交付しました。リサイクル活動を年度内に4回以上行くと、古紙類の加算(2円/キ)があります。

家庭からのごみを減らし、ごみ処理に掛かる費用の削減のため、地域のリサイクル活動に協力をお願いします。



リサイクル推進事業対象品目と単価

種類	金額
古紙類 新聞・チラシ 雑誌、段ボール 牛乳パック その他の紙	10円/キ。 【加算額】 年度内4回以上 2円/キ。
布類 古着、毛布など	10円/キ。
缶類 アルミ缶、スチール缶	10円/キ。
瓶類 ビール瓶、一升瓶	ビール瓶 8円/本 一升瓶 10円/本

菊陽町の26年度ごみ量の実績

燃やすごみ(粗大除く) 家庭ごみ 6,632ト (4452ト/1母1人当たり) 事業系ごみなど 3,166ト 合計 9,798ト	資源物A B 家庭ごみ 306ト (7.7キ/1人当たり)	資源物C D 家庭ごみ 87ト (2.2キ/1人当たり)	資源物E F G 家庭ごみ 74ト (1.9キ/1人当たり)	資源物H 家庭ごみ 57ト (1.4キ/1人当たり)
資源物I 家庭ごみ 3ト (0.08キ/1人当たり)	資源物J 家庭ごみ 187ト (4.7キ/1人当たり)	不燃・埋立て 家庭ごみ 173ト (4.3キ/1人当たり)	粗大ごみ(可燃・不燃) 家庭ごみ 98ト (2.5キ/1人当たり)	乾電池 家庭ごみ 2ト 蛍光管 家庭ごみ 3ト



国民健康保険に加入している75歳未満の人へ 負担軽減！限度額適用認定証をご存じですか

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

医療費が高額！ そんなときは、限度額適用認定証

医療費が高額になる人に限度額適用認定証を発行しています。病院に提示すると、窓口での負担を自己負担限度額までにとどめられます。

- ①新規申請 事前に健康・保険課または西部支所に申請してください。
- ②更新 有効期限は7月31日(金)です。引き続き必要な場合は、8月中に申請してください。

必要書類

- ・国民健康保険証、印鑑
- ・国民健康保険高齢受給者証(当てはまる人のみ)

※保険税の滞納がある世帯は、認定証が交付されない場合があります。

70歳から74歳の人へ 高齢受給者証を送ります

「国民健康保険高齢受給者証(白色)」の期限は7月31日(金)です。7月下旬に新しい高齢受給者証を送ります。保険証と一緒に医療機関の窓口に提示してください。

医療機関などを受診するときの自己負担限度額(月額)

所得要件	3回目まで		4回目以降
	901万円を超える	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円を超え901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
210万円を超え600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円	
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

所得要件	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
	現役並み所得者	44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 後期高齢者医療保険証などを送ります

後期高齢者医療保険証を送ります

有効期限は7月31日(金)です。新しい保険証(黄色)を7月中に簡易書留で送ります。窓口で負担する一部負担金の割合は、平成26年中の所得で判定しています。

平成27年度の保険料が決まりました

7月中に保険料額決定通知書などを送ります。年金天引、口座振替以外の人には納付書も同封します。期限内に納めてください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯は、限度額適用・標準負担額減額認定証を病院へ提出すれば、入院費用の自己負担限度額4万4,400円から、2万4,600円または1万5千円にまで窓口負担が軽減されます。

①新規申請

住民税非課税世帯は入院前または入院した月の末日までに健康・保険課または西部支所へ申請してください。

必要書類

後期高齢者医療費保険証、印鑑

②更新

有効期限は7月31日(金)です。引き続き対象となる人には新しい保険証と一緒に認定証を送ります。

医療費の自己負担限度額(月額)

所得要件	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	低所得者II	8,000円
	低所得者I	8,000円

問い合わせ

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912



新しい保険証は黄色です。

